北海道立文書館展示資料解説

分領支配

それまで蝦夷地と呼ばれていた北海道は明治2年8月15日に「北海道」と名付けられ、11国86郡が設定されました。この地を管轄する役所として開拓使が置かれますが、初期には諸藩、省、寺院、士族なども支配を命ぜられ、各地域が割り当てられます。この制度を分領支配と呼んでいます。しかし、実際に北海道に渡り開拓に取り組んだ藩などは少なく、あまり成果がないまま明治4年に制度は廃止になりました。

そんな中で敗戦により禄を失い現在の伊達市・当別町・札幌市白石区にそれぞれ入植した仙台藩士族である伊達邦成・伊達邦直・片倉家家臣団、お家騒動で阿波徳島藩を離れ静内郡に入った稲田邦植等は背水の陣で開拓に臨み、北海道に定着した例といえます。

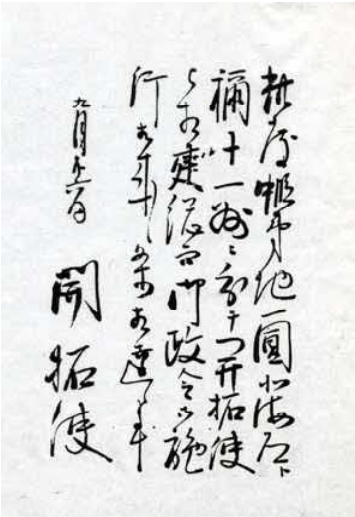

蝦夷地の探検家であり開拓判官となった松浦武四郎はよく「北海道の名付け親」といわれます。彼は明治2年7月に道国郡名建議書を提出し、道名として日高見道、北加伊道、海北道、海島道、東北道、千島道の6つを候補としてあげ、その由来を述べています。これを討議した結果、北加伊道の「加伊」の部分を「海」と改め「北海道」とされました。

この文書は7月（開拓使設置）と8月（北海道命名）に太政官から出された布達が、1月以上たって開拓使の布達として出された時のものです。

◀北海道命名と開拓使設置についての開拓使布達

（『開拓使布達々書原稿』簿書161）

（2019年9月末まで赤れんが庁舎内にあった文書館展示室の解説です。）

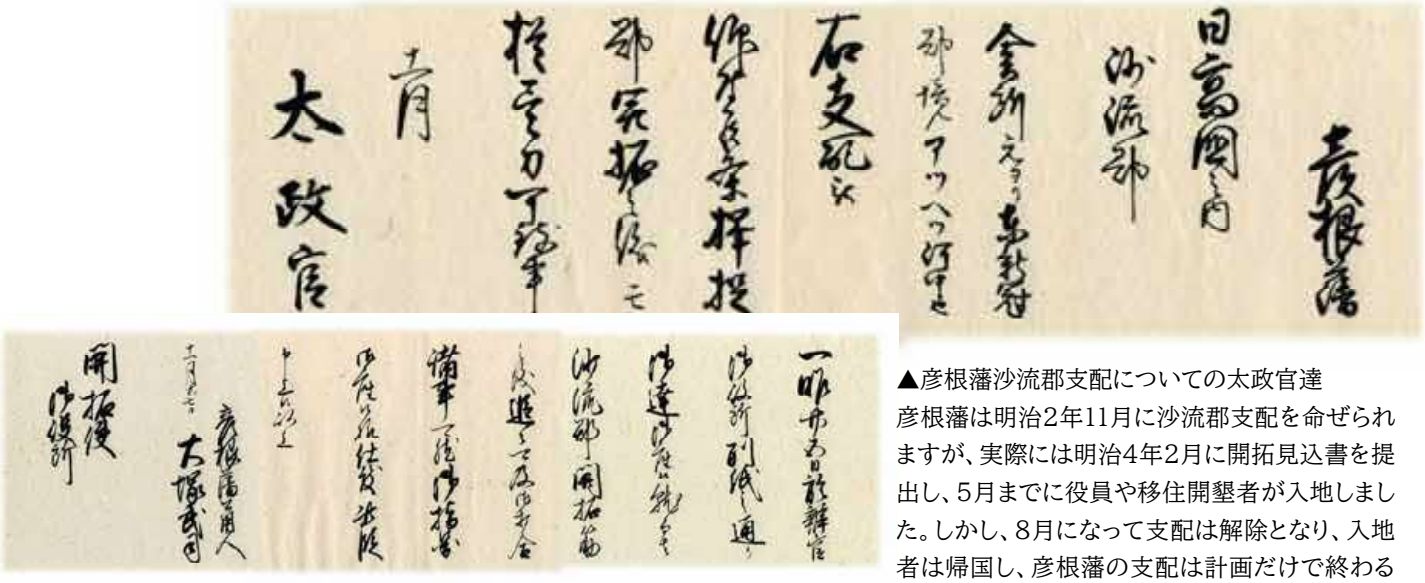

▲彦根藩沙流郡支配についての太政官達
彦根藩は明治2年11月に沙流郡支配を命ぜられますが、実際には明治4年2月に開拓見込書を提出し、5月までに役員や移住開墾者が入地しました。しかし、8月になって支配は解除となり、入地者は帰国し、彦根藩の支配は計画だけで終わることとなりました。

（『開拓使公文録原本』簿書5702）

▲仙台藩士族片倉小十郎ほかへの増支配、支配被免の沙汰書　明治3年（A4/179　A4/180）

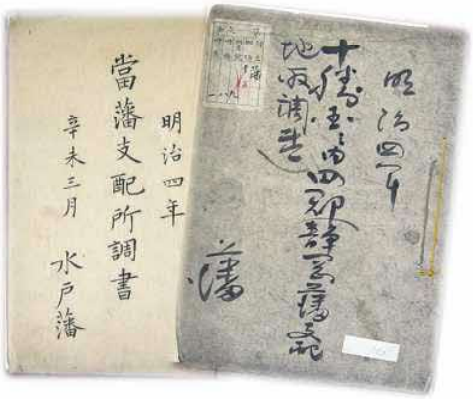

▲諸藩が作成した支配地の取調書
出産物の石高、永住人、出稼人、アイヌの人数、漁船・漁網数、備馬、社寺、字名などが記載されています。
（『当藩支配所調書』簿書264『十勝国之内静岡藩支配地取調書』簿書262）

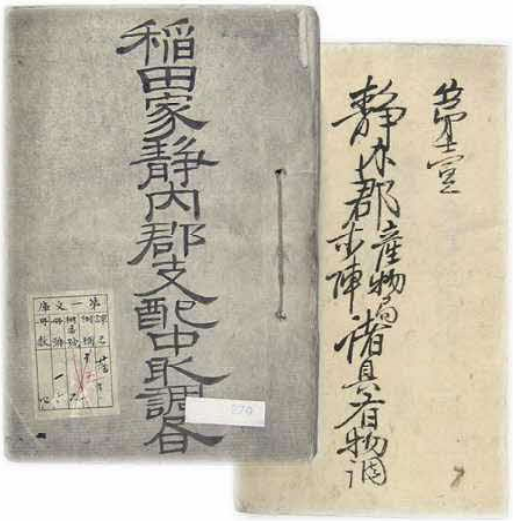

◀稲田家支配関係の文書類
稲田家家臣団は淡路洲本から静内郡に移住し、支配を免ぜられた後も北海道に留まり、開拓使が奨励する西洋の馬耕農業を取り入れて開墾を進めました。
稲田邦植は静内町の祖として足跡を残し、この移住は、映画『北の零年』のモデルとされています。